
「北海道への緊急事態宣言発令に伴う「営業時短等要請」について(8/27～9/12)」

北海道を対象に 8 月 27 日から緊急事態宣言が発令されたことに伴い、北海道庁からの飲食店等に対する営業時短等要請についてお知らせいたします。

※**下記は石狩管内（札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村）、小樽市、旭川市を除く北海道内全域への要請内容等です。**

要請の概要

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発令されることに伴い、北海道より飲食店等事業者の皆様に対し、営業時間短縮等の要請されました。

なお、全面的にご協力いただいた事業者には、支援金が支給されます（申請方法等の詳細は決まり次第掲載します）。

1. 対象施設

〔飲食店〕

飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）

〔遊興施設〕

キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗

〔結婚式場〕

食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

2. 要請期間

2021 年 8 月 27 日（金）から 2021 年 9 月 12 日（日）までの 17 日間

※遅くとも 8 月 30 日（月）からご協力をお願いします。

3. 要請内容

①営業時間は**5時から20時**まで

②酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）は**一定の要件*を満たした店舗におい**

ては11時から19時までできることとし、要件を満たさない店舗については、酒類の提供を行わない。

*一定の要件について

- ・同一グループの入店は原則4人以内
- ・アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）
- ・手指消毒の徹底
- ・食事中以外のマスク着用の推奨
- ・換気の徹底
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及び北海道コロナ通知システムの活用
の呼びかけ
- ・滞在時間の制限（2時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする
- ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践）
- ・業務開始前に検温を行うなど従業員の体調確認を行う

③**飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。**

④**「業種別ガイドライン」など次の感染防止対策を実施**する。

- ・従業員への検査推奨
- ・入場者の整理・誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指消毒設備の設置

- ・事業を行う場所の消毒
- ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場も含む）
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じるなど

※上記に加え、「飲食店等における感染防止対策チェック項目」の感染対策を実施

【参考】

[業種別ガイドライン](#)（内閣官房のホームページ）

支援金（申請方法等の詳細は決まり次第掲載します）

8月27日（金）から9月12日（日）の全期間において、要請にご協力いただいた事業者の皆様には、支援金が支給されます。

※遅くとも8月30日（月）からご協力をお願いします。

※申請にあたっては、要請に協力いただいたことがわかる書類（写真やホームページの写し等）や営業に必要な許可証の写しなどをご提出いただく予定です。

※従来から午後8時を超えて営業を行っている店舗等が営業時短（午前5時～午後8時）等を行った場合支給対象となります。

※要請以前、通常の営業時間を午後8時までとしており、**予約や宴会などの場合だけ、午後8時を超えて営業していた店舗等は原則支給対象外**です。

※要請期間の前日（令和3年8月26日（木））までに、「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得し、かつ営業実態がある店舗等が支給対象となります。

【支援金の概要】

(8月27日(金)から9月12日(日)の全期間(17日間)において協力した場合の支給額)

◇中小企業・個人事業者：1店舗あたり **42.5万円～127.5万円**

◇大企業：1店舗あたり最大 **340万円**

詳細はこちら

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.html>

お問い合わせ先

専用ダイヤル：011-350-7377

※受付時間 8:45～17:30